

令和 8 年度 第 1 回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 3 日(金)午後 2 時～午後 3 時 30 分

2. 開催場所 習志野市庁舎 5 階 委員会室

3. 出席者

【会長】 習志野市連合町会連絡協議会 堀田 健治

【職務代理者】 男女共同参画推進団体(勇気づけ育児の会) 緒川 由里子

習志野法曹会 高田 雄佑

千葉県権擁護委員協議会習志野支部会 玉井 恵枝

東邦大学 尾立 篤子

習志野市小中学校長会 江住 敏也

習志野市民生委員児童委員協議会 五関 清

習志野商工会議所 小澤 香織

習志野市建設協力会 杉山 雅崇

男女共同参画推進団体(クローバーならしの) 佐藤 佐知子

公募委員 八藤後 猛

公募委員 木暮 誌乃

【事務局】 協働経済部 部長 越川 智子

協働経済部 次長 奥山 昭子

多様性社会推進課 課長 河西 祐子

係長 篠宮 ちさ

副主査 原田 裕太

主任主事 吉沢 祥子

4. 議題

1. 審議事項

(1) 習志野市第 3 次男女共同参画基本計画の令和 7 年度事業の取り組み状況について

(2) 習志野市第 3 次男女共同参画基本計画の令和 2 年度から令和 7 年度の事業の取り組み状況について

2. 協議事項

(1) 事業評価の実施方法について

(2) 男女共同参画基本計画事業評価部会の委員の指名について

3. 報告

(1) 習志野市第 4 次男女共同参画基本計画について

5. 会議資料

事前送付資料 1 第 3 次男女共同参画基本計画の令和 7 年度事業の取り組み状況及び令和 2 年度～令和 7 年度の総括評価について

事前送付資料 2 第 3 次 男女共同参画基本計画 事業評価シート

事前送付資料 3 第 3 次 男女共同参画基本計画 管理指標一覧(令和 2 年度～7 年度)

事前送付資料 4 第 4 次男女共同参画基本計画

6. 議事内容

1)会長の選出

指名推薦により堀田委員を選出。

2)職務代理者の選出

会長一任により緒川委員を選出。

3)会議の公開

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度諮ることについて、了承を得る。なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

4)会議録の作成等

会議録の作成等について諮る。会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開することについて諮り、了承を得る。

5)会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、会長から指名することについて諮り、了承を得る。堀田会長から会議録署名委員として、玉井委員、尾立委員を指名。

6)諮問

市長から堀田会長へ諮問書を手交し、挨拶。その後、市長退席。

7)審議

(1)習志野市第 3 次男女共同参画基本計画の令和 7 年度事業の取り組み状況について

多様性社会推進課 河西課長

第 3 次の計画は、「誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会の実現を目指して」、計画の期間を令和 2 年度から令和 7 年度の 6 年間とし、全 116 事業、延べ 146 件で構成している。

令和 7 年度の取り組みに係る担当課の自己評価については、事前送付資料 2「令和 7 年度事業評価シート」にまとめられている。

事業評価は「S大いに貢献できた」から、「D事業を実施できなかった」までの 5 段階としている。

延べ 146 件の取り組みを、第 3 次計画の 5 つの基本目標に位置付け、事業に取り込む 26 課がどれだけ貢献できたか自己評価をしている。

5つの基本目標は、

- I 人権が尊重される社会づくり
- II 誰もがあらゆる分野に参画し、活動できる環境づくり
- III 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり
- IV 心が通じ合い、健康で安心に暮らせる環境づくり
- V 将来像の実現に向けた推進体制づくり である。

延べ 146 件の貢献度は、

- 「S大いに貢献できた」が 26 件、
- 「A 貢献できた」が 105 件、
- 「Bあまり貢献できなかった」が 8 件、
- 「C貢献できなかった」が 4 件、
- 「D事業を実施できなかった」が 3 件、であった。

目標 I から V のすべてにおいて、S及びAの割合は 50%を超えており、平均は 89.7%であった。

延べ 146 件の施策の中に、特に力を入れて取り組む施策として、下記 6 つの重点施策を設定している。

- 「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」 8 事業 11 件
- 「市政における女性の参画の推進」 4 事業 5 件
- 「事業所等における多様性ダイバーシティの促進」 3 事業 9 件
- 「防災における女性共同参画の推進」 2 事業 2 件
- 「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」 3 事業 5 件
- 「家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て施策、子育て支援、介護支援」 13 事業 14 件

重点施策におけるS及びAの割合は、基本目標と同様に事業数にばらつきがあるが、「事業所等における多様性の促進」は 50%を下回ったものの、全体平均としては 82.6%であった。

貢献度の低かったCとDの取り組みについては、「C貢献できなかった」は延べ 146 件中、合計 4 件であった。

基本目標 II については 1 件で、事業番号 57-6 女性活躍推進法に基づく「各種表彰・認定・登録・認証制度の周知」について、貢献できなかったとの自己評価となった。これは、習志野市子育て支援先端企業認証制度の周知として、ホームページの公開や冊子の配架に取り組んではいるが、新規登録者がなかったというものである。この制度は、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を市が認証する制度であるが、厚生労働省や千葉県においても登録制度や認証制度があることから、市での認証のメリットが少なく、新規の登録申請がない状態が続いているとのことであった。

基本目標 III については 3 件で、事業番号 66 「事業農業従事者における家庭経営協定締結推進」では、周知は行っていたが家族経営協定の締結に至らなかった。農業従事者の減少が課題とされている。

2 件目は事業番号 67 女性活躍推進法に基づく事業「農業従事者における男女経営参画の啓発」で、啓発は行ったが研修等を行うことができなかった。女性農業者が減少している中で、男女の研修や啓発の場の確保が困難になっていることが課題とされている。

3 件目は事業番号 75 同じく女性活躍推進法に基づく「仕事と子育ての両立に関する制度の周知」で、目標Ⅱと同様に、認証制度について新規の登録がなかったことが挙げられた。

「D事業を実施できなかった」は延べ 146 件中 3 件で、基本目標Ⅰでは 2 件が実施できなかった。

1 件目は事業番号 10 「男女共同参画に関する意識調査の実施」で、第 4 次の計画策定のために意識調査を令和 6 年度に実施し、7 年度にはその計画を用いて基本計画の策定に取り組んだことによるものである。

2 件目は事業番号 31-1 「働く場におけるハラスメント防止に向けた啓発」で、情報紙などの紙面上での周知は実施したが、商工会議所などと連携し、企業に向けた啓発ができなかったものである。

基本目標Ⅱでは 1 件、事業番号 58 女性活躍推進法に基づく「ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇の付与」で、令和 7 年度は総合評価落札方式での入札がなかったことが理由である。

本計画では事業ごとに数値目標を設定しており、令和 7 年度は、目標を達成できた事業が 27 件、87%、未達成は 3 件、実施なしは 1 件であった。

未達成 3 件の内容は、1 件目は事業番号 1 本課の男女共同参画社会づくり情報紙「きらきら」の発行回数の目標値を年 3 回としていたところ、令和 5 年度から内容の充実を図るとともに配布の範囲を拡大し、年 2 回の発行に変更したことに伴うものである。

2 件目は、事業番号 66 農業従事者における家庭経営協定締結数につき、目標値を 14 戸としていたところ、農業者が減少していることもあり、13 戸のまま新規がなかったことによるものである。

3 件目は、事業番号 80 保育所所庭解放日数の目標値を各施設週 2 回以上としていたところ、週 1 回実施となったためである。これは令和 7 年度に思考を変え、未就学児に所庭を開放し遊んでもらうだけであったところを、在所児と触れ合えるように時間を増やして開放したことで、来所した親子からは満足度の高い意見がもられたとのことである。これを受け、新たな計画策定期である今年度からは、すでに所長会議等で開放日数も増やしていく方針で進めているとの報告を受けている。

「実施なし」は 1 件で、先に説明した通り、計画策定前に行う市民や事業所への意識調査を令和 6 年に実施し、7 年はそれを用いて計画を策定したものである。

(2)習志野市第 3 次男女共同参画基本計画の令和 2 年度から令和 7 年度の事業の取り組み状況について

多様性社会推進課 河西課長

令和 2 年度から令和 7 年度の貢献度について、「S大いに貢献できた」は令和 2 年度は 10 件、令和 3 年度以降は順調に増えていき、市制施行 70 周年を迎えた令和 6 年度には 32 件と、当初より 16 件増となった。

最終年度の令和 7 年度は、第 4 次計画策定のために行った意識調査の実施、講演会を通常開催にしたことなどによる「実施なし」や「目標未達成」があった影響で、件数は少し減少した。

「A 貢献できた」は、令和 2 年度 86 件、令和 4 年度には 100 件を超え、令和 5 年度の 109 件をピークに、令和 6 年度と 7 年度は同数の 105 件であった。令和 2 年度はコロナ禍であったため、啓発を目的とし

た各種講座や国際交流など実施できなかったことでD評価となった事業が複数あったが、コロナ禍の終息により活動が戻ってきたことによるものである。

「Bあまり貢献できなかった」は、令和2年度は23件で、令和6年度は5件まで減り、令和7年度は8件となっている。コロナ禍の影響により実施できなかった事業があったものの、啓発紙を配布するなど工夫した結果、B評価となっているものが複数あった。

「C貢献できなかった」は、令和2年度当初から4件前後とあまり変化はない。事業番号57の6こども政策課における「各種表彰・認定・登録・認定認証制度の周知」について、当初からC評価が続いていたのは国や千葉県の制度と同様であったためであり、本課や産業振興課で企業へ周知を図るよう努め、今年度は商工会議所の総会において、本課から各種制度のPRを図ったところである。

「D事業を実施できなかった」は、令和2年度に22件とコロナ禍の影響が見られるが、令和3年から5年にかけてコロナ禍の終息に伴い事業の再開が進み、実施できなかった事業は令和6年度1件、令和7年度3件であった。

基本目標別事業の貢献度につき、延べ146件の総括評価は、S評価が30件、A評価が102件、B評価が11件、C評価が2件、D評価が1件であった。

高評価であるSとA評価の基本目標ごとの割合は、

- I 人権が尊重される社会づくり は52事業のうち94%
- II 誰もがあらゆる分野に参画し、活動できる環境づくり は12事業のうち63.2%
- III 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり は28事業のうち91.2%
- IV 心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり は16事業で100%
- V 将来像の実現に向けた推進体制づくり は8事業で100%

であり、平均としては89.7%と、9割近くの事業について取り組みができている結果となった。*

特に目標IVとVは、事業数が比較的少ないものの100%貢献できているとの結果であった。その内訳は、目標IVは、福祉分野が担う健康相談や健診、母子保健支援事業の支援の施策、高齢者の活動の場や障がいのある方への就労支援、相談事業、こども分野が担うひとり親への支援など。目標Vは、本課が担う男女共同参画推進団体との連携や、イベントなどの協働開催と、審議会と事業担当課との連携や、庁内の各部署への働きかけ、庁内の推進会議の開催などであった。

事業施策のうち、SとA評価の割合は、100%が3件、80%が1件、60%が1件で、事業所における多様性の促進については44.4%であった。

貢献度の低かったCとDの取り組みについて、「C貢献できなかった」は2件であり、事業番号57-6「各種表彰・認定・登録・認証制度の周知」と、事業番号75「仕事と子育ての両立に関する制度の周知」の2件であった。

「D事業が実施できなかった」は1件で、事業番号58「ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への入札制度の優遇」であった。

管理指標の達成状況については、6年間で目標数値を達成できた割合は、コロナ禍が終息してきた令和4年度以降は、80%以上が目標値を達成し、取り組んできている。

「目標値未達成」及び「実施・実績なし」は、コロナ禍の令和2年度は、各事業の実施が難しかったことから10件となっているが、2年度以降は1～3件となっている。

令和 2・3 年度の「その他」について補足すると、事業番号 70 創業を支援する講演会などへの女性の参加数について、当初は把握していなかったことから「その他」としている。

6 年間での目標未達成の事業は 1 件で、事業番号 66 農業従事者における家族経営協定締結数である。

総合評価に係る各事業担当課の自己評価は、先ほどと同様に「事前送付資料 2 令和 7 年度事業評価シート」に記載されている。

八藤後委員

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画して活動できる環境づくり について、なぜ 63%にとどまったのか、今後の課題にもなると思うので説明いただきたい。

多様性社会推進課 河西課長

基本目標Ⅱには、審議会などへの女性委員の登用や、男女共同参画の視点を持った人材の情報提供、開かれた議会への取り組み、市役所の女性職員の活躍推進など、女性の働く場という問題が含まれており、審議会についても、男女の審議会では半数が女性ということもあるが、分野によっては女性の委員の選任がなかなか難しい。そのような難しさがあり、目標Ⅱは全体的に評価が低い状態となっている。

詳細は事前送付資料 2 に、基本目標ごと、それぞれの担当課が評価したものが令和 2 年度から 7 年度まで掲載されているが、やはり女性の参画の推進がまだ進みきっておらず、推進に努めている。

堀田会長

第 3 次で出た課題は第 4 次に生かされていくか、新しい課題として取り組むと思うが、今後の検討を期待したい。今回新しい委員が 6 名になったということで、資料も膨大で目を通す時間もなかったかもしれないが、これは継続審議として続けていきたい。

次に、附属機関設置条例に基づき、本審議会に事業評価部会をおき 7 月から 9 月頃にかけて部会を開催しながら調査・審議することとして、その結果とあわせて次の本審議会に答申書を検討する形で、異議がなければ進めたい。

8) 協議

(1) 事業評価の実施方法について

多様性社会推進課 河西課長

本計画の進捗管理は PDCA サイクルにより行うこととしており、事業担当課が自己評価を行い、審議会においてこの内容を審議する。これは第 3 次、第 4 次においても同様であり、審議会に設置される事業評価部会で審議することとなる。

事業評価から答申までの流れについて、本評価は第 1 の視点として「評価シートに基づく事業評価」と、第 2 の視点として「対話による未来志向の評価」の 2 つの視点から行うものである。

本日の第 1 回審議会において、市長より諮問された審議内容につき、事業評価部会で調査審議をする。事業評価部会の第 1 回目で評価シートによる実績評価をもとに審議を、第 2 回目で担当の部局との対話を行い、2 つの視点から、市長への答申となる報告書の案を取りまとめていただく。2 回目の審議会で、事業評価部会から報告書の案を報告いただき、全体でその内容を審議いただいたのち、報告書を完成させて

会長から市長に答申いただく運びとなる。

事業評価部会の運用は、習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会設置要領に基づくものである。

事業評価部会において取り上げるテーマについて、これまでは6つの重点施策につき毎年1つずつをテーマとして対話を行ってきたが、令和5年度をもって6つの取り扱いが終わったことから、令和6年度と令和7年度には、第4次の計画策定を見据えたテーマとして「男女共同参画あるいは多様性のあり方」と、「昨年度の実績を踏まえつつ第4次計画について」として、特に次長級からなる「庁内推進会議」との対話を実施した。今年度のテーマについては、改めて審議会委員のご意見をいただきたい。

昨年・一昨年の2年間は、次長クラスの庁内推進会議の方と対話を行い、その前は各担当課と行っていたが、今年度はどちらが良いか、この審議会で決定いただきたい。

(意見なし)

6年間全体の評価であるので、今年度もすべての事業につき庁内推進会議の次長の方を招いて行う形を提案し、決する。

(2)男女共同参画基本計画事業評価部会の委員の指名について

多様性社会推進課 河西課長

男女共同参画基本計画事業評価部会設置要領 第2条第1項に、事業評価部会の委員は7名以内の委員で組織し、審議会委員から会長が指名するとされている。審議会委員の皆様には、2年任期のうちのどちらかの年に事業評価部会委員をお引き受けいただきたく、今回の事業評価部会の委員につき、会長から指名をお願いしたい。

堀田会長

私、堀田健治と、玉井恵枝委員、五関清委員、小澤香織委員、緒川由里子委員、八藤後猛委員 を指名する。

9)報告

(1)習志野市第4次男女共同参画基本計画について

多様性社会推進課 河西課長

新任の委員の方にも計画の全体像をご理解いただけるよう、基本的な部分を中心とした説明となっており、再任の方はご承知の内容もあるかと思うが、改めて共通認識を持つ機会としたい。

初めに、第4次計画の策定の趣旨についてであるが、男女共同参画をめぐる課題が複雑化、多様化している状況を踏まえ、本市はより一層の男女共同参画の推進と多様性社会の推進を図るため、多様性の観点を十分に踏まえた、習志野市第4次男女共同参画基本計画を策定した。

本計画は、DVの防止、女性の活躍推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進など、性別による差別のない男女共同参画社会を実現し、誰もが尊重され、その人らしく活躍できる社会を目指している。

これまでの男女共同参画基本計画の流れは、平成20年以降、順次基本計画を策定しており、現在が第4次にあたるが、それは習志野市男女共同参画推進条例の第10条第1項に基づく基本計画であると同時に、男女共同参画社会基本法第14条の第3項に基づく市町村男女共同参画の計画として位置付けられている。

この計画の特徴は、男女共同参画に加え、多様性、いわゆるダイバーシティの観点を重視している点で

ある。性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認など、一人一人の違いを認め合い、誰もが活躍できる社会を目指すものであり、誰にとっても暮らしやすいまちづくりに繋がる計画である。

また、各事業の取り組みを評価するだけでなく、方向性が適切かどうか絶えず確認し、市民や関係者の皆様と対話しながら、共同で取り組みを見直し推進していく仕組みを構築している。

目指すべき社会の実現に向けた明確な目標である「成果目標」、その達成度を確認するための「成果指標」、推進状況を把握する「参考指標」、活動や取り組みの成果を説明する「管理指標」を設定し、進捗を見える化し、これを本審議会において第三者の視点から評価いただき、計画の実効性を高めていくこととする。このように、計画を作って終わりではなく、対話しながら見直し、よりよいものに育てていくことが、特徴の 1 つである。

計画の期間は、本市の上位計画である習志野市前期基本計画の計画期間と合わせて、令和 8 年度から令和 15 年度までの 8 年間とする。

計画の将来像は、「誰もが尊重され、その人らしく活躍できる社会」とし、これは男女共同参画をめぐる様々な課題を乗り越え、多様性、ダイバーシティの観点を踏まえた本市が目指すべき方向性を示すものである。その将来像を実現するための基本目標として、

基本目標Ⅰ すべての個人が尊重される社会づくり

基本目標Ⅱ 仕事と生活が調和し、誰もがあらゆる分野に参画し、活動できる環境づくり

の 2 つを設定している。

本計画では、特に重点的に取り組む施策として、下記の 7 つの項目を位置付けている。

- 1 防災活動における女性参画への理解の促進
- 2 DV被害者が安心して相談できる体制の整備
- 3 市政における女性の参画の推進
- 4 事業所等における多様性の促進
- 5 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進
- 6 家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援、介護支援
- 7 生涯にわたる健康維持への情報提供と相談の充実

これらの取り組みについて特に重点を置きながら、関係部署と連携して推進する。

また、計画を策定するだけでなく、どの程度進捗しているのかを確認することも重要であることから、それぞれの重点施策に対応した成果指標を設けている。例えば、重点施策 1 の防災会議など方針決定の場への女性の参画の指標項目は、「防災会議など方向決定の場への女性の参画が必要だと思う人」の割合となっている。数値としてわかる明確な状況把握を継続的に行い、必要に応じて取り組みの見直しを行い、成果を見える化しながら、実効性のある計画として推進していく。

働きやすい環境づくりや、多様性への理解促進などについても、成果指標を活用しながら進捗管理を行い、行政だけでなく、市民、事業者、地域団体の皆様と連携しながら、それぞれの立場で男女共同参画を進めていくことが大切だと考えている。

第 4 次男女共同参画基本計画は、誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するための計画であり、審議会委員の皆様にご意見をいただきながら一丸となって取り組んでいきたい。

八藤後委員

(重点施策に)「7 生涯にわたる健康維持への情報提供と相談の充実」が新たに加わった背景は？

多様性社会推進課 河西課長

重点施策は国や県でも同様に男女共同参画の基本計画を立てており、(本市の男女共同参画基本計画において)生涯にわたる健康維持への支援が今年度から策定された。

他の 6 つの事業についても、国が既に進めている重点目標と同じ形で進めてきており、生涯にわたる健康維持への支援についても、国の男女共同参画基本計画の中にも盛り込まれ、国としても推進を進めていく事業として挙げられていることから、本市でも重点施策の 1 つに加えた。

緒川委員

主な成果指標②の 4 番と 7 番の目標値が、数字ではなく上昇となっている意味は？

多様性社会推進課 河西課長

第 3 次計画の前の年にも同様の意識調査をしており、その際に出た上がり幅を今回の目標値に挙げているが、4 番と 7 番の新しい項目については今回調査が初めて行われたということで、上がり幅の計算の元になるものがなかったため、数値ではなく今より上昇という記載の方法をとっている。

堀田会長

当審議会ができてちょうど 12 年になるかと思うが、非常に成果が上がっている印象を受けている。今後ますます女性のキャリアや出産、子育て、それぞれの段階の中で自己実現ができるような環境づくり、あるいは周囲の理解などへの整備は第 4 次でも大事になっていくと思われる。そういった成果の見える化も課題にしながら第 4 次を進めていければと思うので、皆さんの忌憚のないご意見をいただきたい。

第 4 次の計画は、第 3 次で課題として残ったものを進めていこうという内容であると理解している。

10) その他(事務連絡)

多様性社会推進課 河西課長

今後の会議の日程について、特に事業評価部会の皆様には、お忙しい中短期間で 2 回の会議を予定しており、第 1 回事業評価部会の開催通知を取り急ぎメールで通知させていただくので、ご出席について特段のご配慮をお願いしたい。日程については後ほど集計させていただく。

協働経済部 越川部長

八藤後委員からのご質問(第 3 期の計画の中で、誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくりについて、好評価が 60%台であったこと(理由))について補足させていただきたい。

例えば(評価が)低いもの、達成できなかったものとして、審議会などへの女性委員の登用の推進が登用率 40%台を目指しているが 33.4%にとどまっており、女性委員のいない、または 1 割未満の審議会が 8 件ある。理由は複合的にあるが、ある専門分野についてご意見を伺いたいときに、その専門分野の中で女性委員のなり手がなかなかないといったところがある。それでも様々な団体の中で、できれば女性委員を選出していただけるよう働きかけを行っているが、なかなかそこに至らないのが現状である。団体の中での女性の割合が少ないといった理由もあるが、新しい計画の中でも目標になっているので、引き続き働きかけていきたい。

また、産業界の方への働きかけについても、あまり貢献できなかったという回答になっており、これは完全に取り組み不足であるので、新たな計画の中では商工会議所等と連携をとりながら、働きかけを行っていきたい。

評価部会には各部局の次長が出席し、より率直に意見交換ができるので、皆さまのお考えを直接お尋ねいただき、各部局で取り組んでいること、悩んでいることなどについても聴取いただければありがたい。

八藤後委員

例えば女性比率について、その分野にとって適切な人がいなかったため、やむを得ず男性にしたという意味だと思うが、それは悪くないことだと思う。数字を達成するために躍起になって、中身がない方がむしろ怖い。数値目標は必要だと思うが、事業を何回やった、何を発行した、何を配布したと数で競うのではなく、その中身がどうだったのか(が大切である)。もし第4次の計画で(何かを)達成できなかった場合に、(数値は達成)できなかったけどこういう中身が、充実したものができているというような説明ができれば良いのではないか。評価部会でもまた議論をさせていただければと思う。

協働経済部 越川部長

より中身がわかりやすい形で資料ができるように、今後検討したい。

堀田会長

これをもって、令和8年度第1回習志野市男女共同参画審議会を閉会する。